

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土曜)に當るときは、その翌日)

目次

◇告 示

- 土地改良区の役員就退任
- 土地改良区の役員住所の変更
- 新たに行おうとする土地改良事業の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定 (五件)
- 土地改良事業の認可 (四件)
- 土地の立入りの通知
- 都市計画の決定に係る案の縦覧
- 開発行為に関する工事の完了 (三件)
- 都市計画法第六十六条による告示
- 土地区画整理事業の認可
- 土地収用法による裁決手続開始の決定 (二件)

告 示

鳥取県告示第九十二号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

今在家土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	中村 勉	西伯郡大山町今在家四六二
"	谷村 勇	"
"	遠藤 達夫	"
"	福本 壽夫	"
"	遠藤 精	八一合併地
"	日口 明美	四六一
"	中村 キクエ	一一二
"	谷村 和彦	一一七
"	松波 留一	一二三
"	谷野 敏雄	四四六
監事	小原 修	四七二
"	尾倉 博明	四五五
任期満了により退任		

今在家土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 中村 勉 西伯郡大山町今在家四六二

谷村 勇 一一六
 遠藤 達夫 七二
 福本 壽夫 八〇
 遠藤 精 八二合併地
 山口 明美 四六一
 中村 キクエ 一一二
 松波 留一 一一三
 谷野 敏雄 四四六
 谷村 和彦 一一七
 小原 修 四七三
 尾倉 博明 四五五

昭和三十八年九月三十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、
 昭和三十八年十月一日就任 任期四年

佐陀川右岸土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 青木 久 米子市尾高一七一九

昭和三十八年十月十五日開催の臨時総代会において補欠選挙の結果当選し、
 昭和三十八年十月十六日就任 任期昭和五十年一月二十二日まで

中山町土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 徳永 茂男 西伯郡中山町羽田井一九八
 尾古 久雄 一七九

林原 輝雄 東積三九四
 山崎 高義 入重一五九
 黒見 良治 樋口一四五
 国谷 信照 石井垣一八八
 長田 菊治 潮音寺一五五
 江原 和夫 采田三二三
 野川 喜義 田中五二六
 佐伯 勇 一〇五五ノ一
 中川 寿次 七七二ノ一
 村本 彰次 御崎三二一
 西本 敏重 一一〇
 中川 岩蔵 田中七二六
 沢田 芳助 四五一の四
 平谷 光信 下甲三一二
 船越 孝治 赤坂四〇三
 富岡 稔 三二六
 柏尾 竹雄 塩津七〇〇
 高口 若光 殿河内三九八
 西山 国雄 上市二七一ノ一
 橋井 嘉市 岡六二二
 豊島 稜三 下市五〇
 砂田 玄一 松河原一二一
 田中 重光 東伯郡赤碕町梅田一五三
 当別当 西伯郡中山町束積七五

昭和三十八年十月八日開催の第一回総代会で役員選挙が行われたので、土地改良法第十八条第十三項の規定により昭和四十八年十月八日退任

中山町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	徳永茂男	西伯郡中山町羽田井一九八
	尾古久雄	一七九
	林原輝雄	東積三九四
	山崎高義	八重一五九
	黒見良治	樋口一四五
	国谷信照	石井垣一八八
	長田菊治	潮音寺一一五
	江原和夫	柴田三一一
	野川喜義	田中五二六
	佐伯勇	一〇五五ノ一
	中川寿次	七七二ノ一
	村本彰次	御崎三二一
	西本敏重	一一〇
	中川岩蔵	田中七二六
	沢田芳助	四五一ノ四
	平谷光信	下甲三一二
	船越孝治	赤坂四〇三

	富岡稔	三二六
	柏尾竹雄	塩津七〇〇
	高口若光	殿河内三九八
	西山国雄	上市二七一ノ一
	橋井嘉市	岡六二二
	豊島稜三	下市五〇
	砂田玄一	松河原一二一
	田中重光	東伯郡赤碓町梅田一五三
監事	当別当 潔	西伯郡中山町東積七五
	円岡藤四郎	下甲三一四
	高見正	塩津二四六

昭和四十八年十月八日開催の総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年十月十六日就任 任期四年

上万土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	福見市郎	西伯郡大山町上万四五七
	谷野章義	四四八
	諸遊秋夫	三
	山根英好	四三一
	山根功	七四三
	山根準一	四七〇
	諸遊透	一
	山根仁	八六八

富田隆男	四一五の四
山根健二	三七一
山根栄造	平田一三五
入江正雄	長田三三〇
奥田一憲	二九七
田中親愛	四七二
山根繁吉	四五〇
入江基之	五八八
諸遊藤次郎	五九四

任期満了により退任

上方土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 福見市郎	西伯郡大山町上方四五七	四四八
谷野章義	〃	四四八
諸遊秋夫	〃	三
山根英好	〃	四三一
山根功	〃	七四三
山根準一	〃	四七〇
諸遊透	〃	一
山根仁	〃	八六八
富田隆男	〃	四一五の四
山根健二	〃	三七一
田中親愛	〃	四七二

山根栄造	平田一三五
入江正雄	長田三三〇
奥田一憲	二九七
入江博	上方五六九
山根繁吉	四五〇
入江基之	五八八
諸遊皎	五九四

昭和四十六年五月三十日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、
昭和四十六年六月十一日就任 任期四年

関金土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 西村 正 東伯郡関金町大字関金宿五一〇番地

昭和四十八年十月十九日死亡により退任

大口堰土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 竹内敏男 鳥取市円通寺二四〇

昭和四十八年十一月十一日死亡により退任

淀江町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 砂口稻男 西伯郡淀江町大字稻吉六五

長谷川周一 九三

砂口吉弘 七一
 塚本茂 中間四七九
 吉岡要二郎 西原五二四
 龜山大吉 淀江九〇七
 林原四郎 五二三
 赤木齊 平岡二八
 松原邦博 福頼二七三
 平林茂 小波一一二
 松本高資 一、二三九
 本田清貞 本宮三二六
 木島玉樹 西尾原八二
 藤本鉄夫 一三九
 監事 長谷川光豊 稻吉一四五
 池口幸揚 西原七二九

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十八年十二月二十一日就任 任期第一回総代会まで

日光村西成土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所
 理事 山本幸人 日野郡江府町西成一、三六五
 神庭静人 一、三五〇
 神庭義男 一、三三九
 小沢巳佐郎 一、三八八
 奥田敏明 柿原八二七

清水泰太郎 一、三七五
 監事 妹尾輝司 西原一、三八一
 奥田恒春 柿原八二五
 任期満了により退任

日光村西成土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 神庭義男 日野郡江府町西成一、三三九
 山本幸人 一、三六五
 妹尾治夫 一、三四〇
 中祖近好 一、三八四
 田中長美 柿原八一九
 奥田和男 七四六
 監事 小沢巳佐郎 西成一、三八八
 奥田敏明 柿原八二七

昭和四十七年三月十九日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年三月二十七日就任 任期二年

五本松土地改良区
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 山本丈夫 気高郡気高町大字飯里一三三番地
 前田正彦 青谷町大字河原八五〇
 中原勝平 気高町大字上原二八九番地一
 井伊清美 鹿野町大字小別所六九番地

片岡立身 青谷町大字蔵内三四〇〃
 田中敏明 気高町大字上原一六三〃
 塩義郎 青谷町大字山根四四〃
 監事 長谷川九一 河原九五二〃
 前田久志 九三二番地

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十八年十二月八日就任 任期第一回総会まで

五本松土地改良区
 退任した役員の氏名及び住所

理事 前田正彦 気高郡青谷町大字河原八五〇番地
 中原勝平 気高町大字上原二八九番地一
 井伊清美 鹿野町大字小別所六九番地
 片岡立身 青谷町大字蔵内三四〇〃
 田中敏明 気高町大字上原一六三〃
 塩義郎 青谷町大字山根四四〃
 監事 山本丈夫 気高町大字飯里一一三〃
 長谷川九一 青谷町大字河原九五二〃
 前田久志 九三二番地

昭和四十八年十二月二十四日開催の第一回総会において総選挙の結果新役員が確定したので退任

五本松土地改良区

就任した役員の氏名及び住所
 理事 前田正彦 気高郡青谷町大字河原八五〇番地

塩義郎 山根四四〃
 山本丈夫 気高町大字飯里一一三〃
 片岡立身 青谷町大字蔵内三四〇〃
 中原勝平 気高町大字上原二八九番地一
 田中敏明 一六三番地
 井伊清美 鹿野町大字小別所六九〃
 監事 前田久志 青谷町大字河原九三二番地五
 長谷川九一 九五二番地

昭和四十八年十二月二十四日開催の総会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年十二月二十五日就任 任期四年

久米土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 西山栄太郎 倉吉市福本一五〇番五地
 坂本寿雄 下米積三二九番地
 山本晃 福光二七七〃
 岩本猛義 上米積三七一〃
 藤本忠義 上福田三二四〃
 宮坂登喜雄 服部一五九〃
 石井毅 福富二一九番二地
 中田光信 上福田六五三番三地
 柴田正行 横田六八六番地
 岩本寿明 一一八番三地
 河田鉄雄 三江一五五番地

亀井光昭 四七四番一

横山 堯 三九八番地

小谷岩寿 倉吉市下米積四一

田 渊 寿春 下福田三三三番三地

中野春雄 上米積四六八番地

中江賢次郎 五一四

松井 繁 桜四五二

石田博美 服部七四五

朝倉康信 岡三〇八

稻毛光明 福積一〇六

田 渊 清春 下福田三三七

徳田早苗 福光四四二

松島文夫 福本一二五

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十八年十二月二十八日就任 任期第一回総代会まで

法万土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 橋田吉蔵 東伯郡東伯町法万九八

前畑重栄 一〇二

横山嘉一 二〇八

中本 基 二〇一

横山幸人 二〇〇

川崎昭博 一七七

横山 功 三五六

監事 坂本徳長 九四

横山良金 一七六

奥山亀造 一九八

任期満了により退任

法万土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 橋田吉蔵 東伯郡東伯町法万九八

前畑重栄 一〇二

横山嘉一 二〇八

中本 基 二〇一

横山幸人 二〇〇

川崎昭博 一七七

横山 功 三五六

監事 坂本徳長 九四

横山良金 一七六

奥山亀造 一九八

昭和四十八年三月九日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十八年三月二十一日就任 任期四年

米子市伯仙土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 金沢悦雄 米子市尾高一六七六番地

監事 野口益男 五〇〇

遠藤幸男 五五〇

昭和四十八年三月三十一日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、
昭和四十八年四月一日就任 任期二年

中山町畑地土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 徳永 尚 西伯郡中山町羽田井一七〇番地

尾古憲晴 一九六〇

松本重幸 石井垣一一五〇

森山清孝 羽田井一四一八番地の八六

井上秀明 潮音寺二二九番地

村本彰次 御崎三二一〇

小谷博貞 下甲三七七〇

天島盛益 高橋一二〇〇

高見光男 塩津一〇六〇

金田豊雄 松河原七一〇

岸本辰之助 下市八五〇番地の三

監事 小佐田岩雄 束積七六番地

河内昭雄 田中三八一〇

高塚典正 殿河内四六九〇

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十八年
十二月二十六日就任 任期第一回総代会まで

名和町土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 大森 幸夫 西伯郡名和町大字茶畑四二〇番地

高虫 寛 一三一番地の二

林原 勲 加茂二〇番地

真島武男 御来屋一二〇

近藤 睦明 豊成九二五番地の一

林原 德行 倉谷五八一番地

山下 勝友 西坪一六五〇

古好 莊治 高田一三二番地の三五一

美甘 政美 門前六八九番地

西吉 虎太 豊成二二四四番地の七

河村 七郎 小竹一二九七番地の六

美甘 和幸 門前六九一番地

監事 遠藤 宣雄 八二〇

齊藤 騏一郎 高田六一四〇

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十八年
十二月二十六日就任 任期第一回総代会まで

鳥取県告示第九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定
に基づき、次のとおり土地改良区から役員の名及び住所に変更を生じた旨の届出
があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大原土地改良区

理事 涌 嶋 輝 雄	
変更前	倉吉市栗尾二三六番地
変更後	倉吉市栗尾一八八番地の一

鳥取県告示第九十四号

箕蚊屋土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(箕蚊屋地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月五日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十五号

昭和四十八年十月二十日付けで智頭町長から申請のあつた土地改良(東宇塚地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十六号

昭和四十八年十一月二日付けで河原町長から申請のあつた土地改良(神馬地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十七号

昭和四十八年十月二十日付けで智頭町長から申請のあった土地改良(中田地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十八号

昭和四十八年十月二十日付けで智頭町長から申請のあった土地改良(山

根地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十九号

昭和四十八年十一月十三日付けで岸本町長から申請のあった土地改良(藍野地区農道整備事業とあわせて行う農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(三山地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百一号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(河内地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百二号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(広岡地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(金沢地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道九号改築工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

岩美町大字恩志字下柳河原、字岡崎、字古屋敷、字河原田、字砂田、字医定寺、字西町田、字上ノ山、字田尻鼻、字越原、字鎮坂口、字畑田及び字長道路並びに大字新井字長道路川通及び字堂場地内
四 立ち入ろうとする期間

昭和四十九年二月十日から昭和五十年三月三十一日まで

鳥取県告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画の下水道を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を決定する土地の区域

天神川流域下水道

倉吉市清谷、大塚、穴窪、中江、井手畑、福庭、新田、下古川、小田、河北町、天神町、海田西町、海田南町、海田東町、大平町、上井、上井町一丁目、上井町二丁目、山根、伊木、八屋、下余戸、上余戸、巖城、

下田中、円谷、米田町、駄経寺町、昭和町、倉吉、鴨川町、福守町、西

福守町、不入岡、国府、秋喜、福光、西倉吉町、北野、丸山町及び生田、羽合町大字宇野、大字橋津、大字上橋津、大字赤池、大字南谷、大字光吉、大字久留、大字下浅津、大字上浅津、大字水、大字長瀬及び大字田後、東郷町大字国信、大字田畑、大字久見、大字小鹿谷、大字中興寺、大字引地、大字別所、大字野花、大字門田、大字長江、大字長和田、大字旭、大字松崎及び大字藤津、三朝町大字大瀬、大字横手、大字山田、大字三朝及び大字砂原、関金町大字関金宿、大字大鳥居及び大字安歩並びに北条町大字江北

二 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二

倉吉市役所

東伯郡羽合町大字久留九八ノ四

羽合町役場

東伯郡東郷町大字引地四〇ノ一四七

東郷町役場

東伯郡三朝町大字三朝九七三ノ一

三朝町役場

東伯郡関金町大字関金宿一一七五

関金町役場

東伯郡北条町大字弓原三八五ノ四

北条町役場

三 縦覧期間

昭和四十九年二月九日から昭和四十九年二月二十二日まで

鳥取県告示第百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十八年三月九日 鳥取県指令受都計第百六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市皆生

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中町二〇

米子市長 河合弘道

鳥取県告示第百七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十八年十一月二十八日 鳥取県指令受都計第百四十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市東今在家字宮ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田園町四丁目三六〇

NKT興産株式会社

代表取締役 久保峯敏

鳥取県告示第百八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十八年六月二十五日 鳥取県指令受都計第五百十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市東今在家字五反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田園町四丁目三六〇

NKT興産株式会社

代表取締役 久保峯敏

鳥取県告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定に基づき、東郷都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画公園事業 第五・八・一号 東郷湖羽合臨海公園

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

収用の部分

東伯郡東郷町大字藤津、字泥中、字沖新田、字中浜、字向田及び字

若山、大字松崎字堀、字城山及び字西ノ丸並びに大字引地字寺前及

び字舞鶴地内

鳥取県告示第百十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき、倉吉市余戸谷団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年二月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

財団法人 倉吉市開発公社

二 事業施行期間

昭和四十九年二月八日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市余戸谷町字才ノ目田及び字下高畔の各全部並びに字サコ田、字

月輪田、字上高畔、字中田、字早稲田、字上隈田、字稻置、字地井ヶ谷、

字高畔、字要害谷及び字宮ノ平の各一部

四 土地区画整理事業の名称

倉吉市余戸谷団地土地区画整理事業

五 事務所の所在地

倉吉市葵町七二二番地

六 施行認可年月日

昭和四十九年二月六日

七 施行者の住所

倉吉市葵町七二二番地

八 事業年度

昭和四十八年度

九 公告の方法

倉吉市葵町七二二番地倉吉市開発公社前に掲示する。

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁
決手続の開始を決定したので、公告する。

昭和49年2月8日

鳥取県収用委員会会長 若 木 禮

- 1 起業者の名称
鳥取県
- 2 事業の種類
鳥取港建設工事
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日
昭和49年1月22日
- 4 裁決手続の開始の決定に係る収用しようとする土地の表示

土地の表示				収用する土地の面積		土地所有者	
所在地	地番	地目	土地登記簿上の面積 ㎡	実測地積 ㎡	面積 ㎡	住所	氏名
鳥取市賀露町字離端	1539—23	宅地	95.21	103.23	77.47	鳥取市賀露町1410	泉本 美佐恵

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

昭和49年2月8日
鳥取県収用委員会会長 若木 禮

- 1 起業者の名称
鳥取県
- 2 事業の種類
鳥取都市計画道路事業二等大路第二類第五号古海賀露線改良工事
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日

昭和49年1月22日

4 裁決手続の開始の決定に係る収用しようとする土地の表示

土 地 の 表 示				収用する土地の積		土 地 所 有 者	
所 在 地	番 地	目 的 地	土地登記簿上の積地積 ㎡	実測地積 ㎡	積 ㎡	住 所	氏 名
鳥取市賀露町字灘端	1539-23	宅 地	95.21	103.23	25.76	鳥取市賀露町1410	泉 本 美佐恵